

一般社団法人日本ファンクショナルダイエット協会 会員規約

第1条（本会員規約の範囲）

本規約は、一般社団法人日本ファンクショナルダイエット協会（以下本協会とする）の定款に定める会員となった個人、法人、または団体に適用します。

第2条（目的）

本協会は、病気予防、健康長寿のためのダイエット（食事法）と生活習慣についての最新知見を真摯に学び、社会に広め、食で日本を健康にすることを目的とします。

第3条（会員）

会員は本協会の目的に賛同し、機能性医学にもとづくダイエットについて真摯に学び、社会に貢献するところぞしを持たねばならない。

- 2 会員は本協会の主催する講座を受講し、受講費用、登録料、年会費を納入しなければならない。

第4条（受講料）

本協会の主催する講座とその費用は以下の通りとします。

- 1 ケトジェニックダイエットアドバイザー養成講座

登録費用：16,200円（税込）

年会費：10,800円（税込）

テキスト代含む受講費用/受験費用：70,200円（税込）

合計 97,200円（税込）

- 2 上記1はその都度、費用を支払うことにより、何度でも再受講できます。

再受講費用：32,400円（税込）

- 3 ケトジェニックダイエットアドバイザー上級養成講座

受講資格：当協会認定アドバイザー資格者

受講費用：一括 216,000円（税込）（全5回講義および筆記試験）

分割 54,000円（税込）×6回

- 4 ケトジェニックダイエットスーパーバイザー養成講座

受講資格： 当協会認定アドバイザー上級資格者

受講費用： 別途定める。

第5条（会員特典）

会員は以下の資格が与えられるものとします。

- ①協会の主催するセミナーの受講。
- ②協会の Facebook コミュニティへの参加。
- ③協会の主催する会員向けのイベントへの参加。
- ④協会関連商品の優待での購入。

第6条（期間・年会費）

本協会会員の年会費は以下の通りとなります。

年間：10,800円（税込）

- 1 会員の有効期限は、毎年1月1日から12月31日までとします。途中入会者の有効期もその年の12月31日までとなります。
- 2 次年度の年会費は毎年12月末日までに納入していただきます。
年会費の納入をもって、会員資格の継続が認められます。
(例: 当年11月に受講される方も、当年12月末日までに次年度年会費はお支払いいただきます)
- 3 本協会は、年会費を未納入の方については、会員資格存続の意思がないと見做し、会員資格を喪失させ、協会からの案内配信の停止、会員特典からの除外、協会員専用 Facebook コミュニティからメンバーアカウントの削除などの措置を取ることができます。

第7条（年会費の払い戻し）

会員が一旦納入した年会費については、その理由を問わず、払い戻しは行わないものとします。

第8条（ケトジェニックダイエットアドバイザー検定試験）

- ①ケトジェニックダイエットの実践とレポート提出が検定試験となります。
講習を受けてから6ヶ月以内に所定の様式に従いレポートを提出してください。
自己努力を怠ったレポートは再提出とします。
- ②採点結果は、事務局より個別に通知します。

③レポート提出が受講後6ヶ月以上経過してしまった場合、協会に理由を申請することによって、提出期限の延長ができます。申請なき場合は、再受講(再受講料:税込32,400円)が必要となります。

④不合格となった場合、受講後1年以内に限り、何度でもチャレンジできます。その際、再受験料(税込32,400円)の納入が求められます。

第9条(認定資格)

第7条の検定試験合格者は、当協会のケトジェニックダイエットアドバイザーと認定し、第10条の特典が認められます。正式名称は、ケトジェニックダイエットジュニアアドバイザーとします。

第10条(ケトジェニックダイエットアドバイザーの特典)

- ①認定証授与。
- ②ケトジェニックダイエットアドバイザー認定カード発行。
- ③協会WEBサイトでのアドバイザー紹介欄へのプロフィール掲載。
- ④「一般社団法人 日本ファンクショナルダイエット協会認定ケトジェニックダイエットアドバイザーです。」と自分のWEBサイト、印刷物でうたうことができます。(これに関わる禁止事項は後記載)
- ⑤自分のWEBサイトにJFDAのリンクバナーを貼ることができます。
- ⑥ケトジェニックダイエットアドバイザー上級講座の受講資格。

※上記④に関わる禁止事項。

- ・ 講師・当協会の公式写真、映像、講師のプロフィールの引用掲載。
- ・ 当協会の趣旨と著しく異なる文言の使用。

第11条(ケトジェニックダイエットアドバイザー上級検定試験)

当協会の認定ケトジェニックダイエットアドバイザーは、全5回の上級講座を終了後、検定試験を受けることにより、シニアアドバイザーにステップアップできます。シニアアドバイザーには、第12条の特典が認められます。

- ① 受講資格:ケトジェニックダイエットアドバイザー検定合格者。
- ② 全5回の講義を受講後、筆記試験を行います。
- ③ 合格発表は、事務局より合格者に通知します。

第12条（ケトジェニックダイエットシニアアドバイザーの特典）

- ①ケトジェニックダイエットシニアアドバイザー認定カードの発行。
- ②協会 WEB サイトでのシニアアドバイザー紹介欄へのプロフィール掲載。
- ③「一般社団法人 日本ファンクショナルダイエット協会認定ケトジェニックダイエットシニアアドバイザーです。」と自分の WEB サイト、印刷物でうたうことができます(これに関わる禁止事項は第10条の捕捉に準じます)。
- ④ケトジェニックダイエットスーパーバイザー講座の受講資格。

第13条（ケトジェニックダイエットスーパーバイザーの特典）

当協会のケトジェニックダイエットシニアアドバイザーは、さらに指定の講座を終了し、当協会の面接試験に合格することで、ケトジェニックダイエットスーパーバイザー（以下スーパーバイザーと表記）の認定を受けることができます。スーパーバイザーは当協会が推進する機能性医学の普及啓蒙活動や講義の講師として協会運営に参加できます。スーパーバイザーは以下の特典が認められます。

- ①「協会認定ファンクショナルダイエット OPEN セミナー」（ケト検入門セミナー）の開催。（詳細は別紙に定める）
- ②スーパーバイザー認定カードの発行。
- ④協会 WEB サイトでのスーパーバイザー紹介欄へのプロフィール掲載。
- ⑤「一般社団法人 日本ファンクショナルダイエット協会認定ケトジェニックダイエットスーパーバイザーです。」と自分の WEB サイト、印刷物でうたうことができます。（これに関わる禁止事項は第9条に準ずる）
- ⑥スーパーバイザー更新講義の受講資格。

第14条（資格の更新）

- 1 ケトジェニックダイエットジュニアアドバイザー、およびケトジェニックダイエットシニアアドバイザー資格の更新は、5年に1回とします。更新時には指定の講習の受講(1日・確認テストあり)が必要となります。
- 2 スーパーバイザーは毎年更新とし、更新には指定の講習の受講が必要となります。

第 15 条（変更の届出）

会員はその名称、住所、連絡先等、本協会への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに協会に変更手続きを行うものとします。

第 16 条（個人情報）

会員の個人情報を含む登録情報については、本人の同意を得ずに第三者に開示しないものとします。

第 17 条（講師への有償質問） 別途ご案内

受講後、講師への臨床データを含む個別の質問は、セカンドオピニオンにも該当しますので有償となります。

具体例)

* 検査データなどの個人情報を含む質問

（例：血液中ケトン分画を測ってみたが、どの様に解釈するのか？）

* 患者（疾病を持つ方）に関する質問

（例：この薬を飲んでいる方に、ケトジェニックダイエットを行ってもよいのか？）

1 件の質問(1 症例)につき、講師とのメールのやりとりを 3 往復までとします。
料金は下記の通りです。

理事長 白澤卓二医師：5,400円(税込)

副理事長 斎藤糧三医師：4,320円(税込)

その他、協会が指定する医師：4,320円(税込)

料金をお振り込みいただいた後、回答をお送りいたします。

※質問メールの送り先（ドクターへの直接のメール送信はご遠慮ください）

consult@functionaldiet.org

第 18 条（会員資格の喪失）

会員が以下の項目に該当する行為を行った場合、その資格を喪失します。

- ① 本協会及び第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為。
- ② 本協会および第三者の財産、肖像権、プライバシー等を侵害する行為。
- ③ 第三者を誹謗中傷する行為。

- ④ 犯罪にかかわる行為。
- ⑤ 公序良俗に反する行為。
- ⑥ 信用を損なうような行為。
- ⑦ 本協会のネットワークを利用して、政治・宗教に関わる勧誘、連鎖販売取引及びこれに類似する勧誘を行う行為。
- ⑧ 本協会から提供される情報を改ざんする行為。
- ⑨ 運営するWEBサイトに有害なコンピュータープログラム等を送信、または書き込む行為。
- ⑩ 本協会の許可を得ずに、非公認で協会の実施する講義と類似するセミナーを開催したり、協会のテキスト、講演内容の全部または一部を二次使用する行為。協会の講師、関係者の写真や氏名を利用する行為。
- ⑪ その他、医師法、薬事法、不当景品類及び不当表示防止法（景品表法）など、法令に違反する行為。
- ⑫ その他、一般常識から鑑みて明らかに不適切と判断できる行為。

第19条（その他）

会員活動において規約外の事態が起きた場合は理事会の審査にかけ、協議した上で判断するものとします。

一般社団法人日本ファンクショナルダイエット協会
理事長 白澤 卓二